

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(第一種指定電気通信設備制度関係)に対する意見

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)~同年 10 月 26 日(水)

○ 意見提出数:5件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

※ 次ページ以降の提出された意見のうち、(略)としているものは、再意見募集対象ではない意見。

意見書

西企営第96号
令和4年10月26日

総務省 総合通信基盤局
事業政策課 御中

郵便番号 534-0024
(ふりがな) おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち
住 所 大阪府大阪市都島区東野田町
よんちょうめ
四丁目15番82号
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
もりばやし まさあき
代表取締役社長 森林 正彰

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当社意見																				
総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備(ボトルネック設備)に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」(他の手段を選択可能か(自前構築、他社調達等))の観点から規制適用の要否について検討が行われてきたものと考えます。 ・ 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。 ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 POI・ブロック POIに加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 POI の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。 ・ 特に単県 POI については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となっていくものと考えます。 <p style="margin-left: 20px;">■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計) (カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置エリア数</th> <th>利用事業者数</th> <th>利用ポート数</th> <th>増設予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集約</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>33</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>93</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>単県</td> <td>20(+12)</td> <td>7(±0)</td> <td>216(+73)</td> <td>西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定</td> </tr> </tbody> </table> ・ また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の2か所の POI ビルで2社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと(接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等)についてご検討をいただきたいと考えます。 		設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定	集約	2	9	33	なし	ブロック	8	5	93	なし	単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定
	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定																	
集約	2	9	33	なし																	
ブロック	8	5	93	なし																	
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定																	

意見書

東経企営第22-00112
令和4年10月26日

総務省 総合通信基盤局
事業政策課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 東日本電信電話株式会社
しづたに なおき
代表取締役社長 澁谷 直樹

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当社意見																				
総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備(ボトルネック設備)に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」(他の手段を選択可能か(自前構築、他社調達等))の観点から規制適用の要否について検討が行われてきたものと考えます。 ・ 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。 ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 POI・ブロック POIに加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 POI の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。 ・ 特に単県 POI については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となっていくものと考えます。 <p style="margin-left: 20px;">■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計) (カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置エリア数</th> <th>利用事業者数</th> <th>利用ポート数</th> <th>増設予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集約</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>33</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>93</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>単県</td> <td>20(+12)</td> <td>7(±0)</td> <td>216(+73)</td> <td>西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定</td> </tr> </tbody> </table> ・ また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の2か所の POI ビルで2社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと(接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等)についてご検討をいただきたいと考えます。 		設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定	集約	2	9	33	なし	ブロック	8	5	93	なし	単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定
	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定																	
集約	2	9	33	なし																	
ブロック	8	5	93	なし																	
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定																	

意見書

令和4年10月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7529
(ふりがな) とうきょうとみなとくかいがんにっちょうめななぼんいちごう
住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号
とうきょう たけしほ
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
みやかわ じゅんいち
宮川 潤一

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見

該当箇所	意見
(略)	
<p>電気通信事業法施行規則 改正案 11～12 頁 第二十三条の二 第四項 第一号 □ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>第二号 八 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの</p>	<p>『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、I P 音声接続、I P o E 接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第四項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。</p> <p>なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。</p>
(略)	

以上

意見書

2022年10月26日

総務省総合通信基盤局
事業政策課 御中

郵便番号 163-8003
住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにこう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
氏名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社
だいいひょうとりしまりやくしゃちよう たかはし まこと 代表取締役社長 高橋 誠
電話番号 03-6678-0685
メールアドレス shougai-dpt@kddi.com
sousetsu-se@kddi.com

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	弊社意見
(1) 利用者に関する情報の適正な取扱い関係	
(略)	
(2) 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係	
施行規則第 23 条の 2 第 2 項 (新設)	<p>加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適当と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。</p>
施行規則第 23 条の 2 第 4 項、指定告示、第一種指定電気通信設備接続料規則	<p>I P 網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきたこと等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。</p> <p>また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。</p>

以上

意見書

令和4年10月26日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課 御中

郵便番号 140-0002

(ふりがな) とうきょうと みなとく こうなん
住 所 東京都港区港南1-7-1

(ふりがな) そにーねっとわーく こみゆにけーしょんず
氏 名 ソニーネットワークコミュニケーションズ
株式会社

わたなべ じゅん
代表取締役執行役員社長 渡辺 潤
担当部署 渉外部/SNC-er@sony.com

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
「第一種指定電気通信設備の追加等」の総論	<p>今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。</p> <p>競争ルールの検証に関するWGでは引続き、引込線転用についてもまずは戸建先行の範囲で議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。</p> <p>集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。</p>

以 上